

ピムコ・バミューダ・トラストⅡ

# PIMCO コア・インカム社債ファンド 2020-10

バミューダ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託(米ドル建て・単位型)



ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

- ピムコ・バミューダ・トラストⅡ(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストであるPIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有効証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は、WEBサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp>)でもご覧いただけます。
- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有効証券届出書を2020年8月14日に関東財務局長に提出しており、2020年8月30日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、元本・利回りの保証はありません。
- ファンドは、主に米ドル建て投資適格社債を投資対象としています。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下し、また、組み入れられた債券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの受益証券は、1口当たり純資産価格が外貨建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響も受けます。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。投資信託は預貯金と異なります。

管理会社・投資顧問会社

PIMCO

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

## ファンドの関係法人

<p>管理会社兼 投資顧問会社</p>	<p>パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC) (以下「PIMCO」ということがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドに関する投資運用業務、ファンド資産の運用管理、受益証券の発行・買戻しを行います。</li> <li>・アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に基づき1971年3月8日に設立され、その後2000年5月にアメリカ合衆国デラウェア州の法律に基づく有限責任会社として改組されました。</li> <li>・資本の額は、2020年5月末日現在、946,435,321.45米ドル(約1,020億円)です。</li> <li>・2020年5月末日現在、管理会社は321本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は、約6,782億米ドルです。</li> </ul> <p>(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.74円)によります。</p>
<p>受託会社</p>	<p>メイプルズ・トラスティ・サービシーズ(バミューダ)リミテッド (Maples Trustee Services(Bermuda)Limited)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの受託業務を行います。</li> </ul>
<p>管理事務代行会社兼 保管受託銀行</p>	<p>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman &amp; Co.)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの会計事務、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務ならびにファンド資産の保管業務を行います。</li> </ul>
<p>名義書換事務受託会社</p>	<p>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg)S.C.A.)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの受益証券の発行事務、配当金支払事務を行います。</li> </ul>
<p>代行協会員</p>	<p>SMBC日興証券株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの代行協会員としての業務を行います。</li> </ul>
<p>日本における販売会社</p>	<p>株式会社三井住友銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本におけるファンドの受益証券の販売・買戻業務を行います。</li> </ul>

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

- 投資元本の保全を重視し、5年の運用期間においてインカムの積み上げを中心とした安定的なリターンを追求します。

## ファンドの特色

### 1 世界各国の米ドル建て投資適格社債を中心に投資を行い安定的なインカムの獲得を追求します。

- 原則として世界各国の投資適格社債を中心に投資を行います。なお、投資適格未滿の公社債および新興国債券への投資比率の合計は総資産の30%を上限とします。
- ファンドの平均格付は投資適格 (BBB-) 以上\*とします。

\*債券購入時における平均格付

### 2 信託期間5年の単位型投資信託です。信託期間は設定日(2020年10月15日)から5年後の2025年10月15日\*\*までです。

- 原則としてファンドの償還日前に満期を迎える債券\*\*\*に投資し、各債券の満期日まで保有する「持ち切り」による運用を行います。保有債券が信託期間の途中で満期を迎えた場合には、同様にファンドの償還日前に満期が設定されている債券への再投資を行う場合があります。
- ただし主に解約資金の円滑な支弁を目的として保有債券の途中売却やレポ取引、デリバティブ等を活用する場合があります。

\*\*ファンドの償還日がファンド営業日に該当しない場合には翌ファンド営業日がファンドの償還日になります。

\*\*\*ただしデリバティブはこの限りではありません。

### 3 債券運用において専門性を有するPIMCOが運用を行います。

- PIMCOは、世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。
- 社債運用においても長期にわたる実績を有し、PIMCOの投資適格社債運用を含むクレジット運用全体を統括するマーク・キーセルは2012年に米国モーニングスター社より年間最優秀債券マネージャー賞を受賞しています。

## ファンドの仕組み



## 分配方針

原則、分配は行いません。

## 投資制限

ファンドの主な投資制限は次のとおりです。

- 投資適格未満の公社債および新興国債券への投資比率の合計は総資産の30%を上限とします。
- 投資を行う債券の最低格付はB-とし、組入債券の平均格付はBBB-以上とします(債券購入時)。
- 米ドル建て以外の通貨建ての債券への投資は行いません。

※上記以外の制限および各制限の詳細については投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

## 運用体制

クレジット・リサーチ、信用分析、リスク管理などのリソースを最大限に活用しながら、ポートフォリオマネージャーによるチーム運用を行う運用体制です。

PIMCOの実績あるマクロ経済見通しによるトップダウン戦略に加え、各スペシャリストからのベストアイデアを融合させポートフォリオを構築します。

### クレジット・リサーチ

- 個別債券の基本的な見通しを基に独自の格付を付与
- 発行体の将来性を見据えた厳格な評価
- 発行体の財務諸表を基にストレステストを実施



### スペシャリスト・ポートフォリオマネージャー

- 投資の見通しを最も効果的な形でポートフォリオに反映
- 担当セクター毎の魅力な投資機会の情報を提供
- 最良執行を行うためにブローカーとの関係を構築・維持



### リード・ポートフォリオマネージャー

- ポートフォリオ全体のパフォーマンスとリスク管理
- セクター配分と個別銘柄の選択
- 売買とポジションサイズの判断



### 信用分析

- 資本構造、セクター、イールドカーブ、商品種別などの相対価値を分析
- ポートフォリオマネージャーと協力し分散された収益源を持つポートフォリオを構築



### リスク管理

- ポートフォリオを継続的に監視、リスク・エクスポージャーが意図と合致しているかを確認
- リスク管理方法の最適化のために、様々なシナリオでストレステストを実施



## 投資顧問会社の概要

PIMCOは、1971年に米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立された、債券運用に専門性を有する資産運用会社です。

### 債券運用における専門性

#### 世界最大級の債券運用残高

グループの運用残高は約207兆円\*と、世界最大級の債券運用残高を有します。

\*2020年6月末現在(関係会社受託分を含みます) WMロイターレート1米ドル=107.855円で換算

#### 世界の様々な債券市場に第一線で活躍する運用担当者を配置

PIMCOは債券運用をリードする資産運用会社として、世界中の債券市場に第一線で活躍する運用担当者を配置し、投資機会の発掘に努めています。

### 経済見通しにおける実績

#### 経済の構造変化を予測してきた実績

PIMCOは四半期毎に開催する経済予測会議に基づき経済見通しを策定します。過去、リーマン・ショックの原因となった米国サブプライム・ローン問題やギリシャ財政危機に端を発した欧州債務問題などを予測した実績を有します。

### 実績あるPIMCOの社債運用

#### 外部から高い評価を受けている社債運用チーム

PIMCOの投資適格社債運用を含むクレジット運用全体を統括するマーク・キーセルは2012年に米国モーニングスター社より年間最優秀債券マネージャー賞を受賞しています。



Awards  
2012

2012年米国モーニングスター社  
年間最優秀債券マネージャー賞

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2012©. Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Mark Kiesel for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

出所：PIMCO

# 投資リスク

## 受益証券 1 口当たり純資産価格の変動要因

- 投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用および為替相場の変動による損益は全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- 米ドルクラスは米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。

ファンドの主なリスク要因は次のとおりです。

### 金利リスク

金利リスクは、金利の上昇によりファンドのポートフォリオ内の債券およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクです。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する確定利付証券の価額が下落する傾向があります。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができます。比較的長期の残存期間を有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する証券よりも変動しやすくなります。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落します。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性があります。

### 信用リスク

確定利付証券(貸付証券の担保のために購入された証券を含みます。)の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が、適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できないもしくは履行しようとしないとみなされる場合、ファンドは、損害を被る可能性があります。

### ハイ・イールド債リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券(一般に「ジャンク債」と称されます。)に対する投資は、より大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされます。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられています。

### 市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動します。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがあります。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがあります。

### 新興国(エマージング)市場リスク

米国外への投資リスクは、新興国(エマージング)市場証券にファンドが投資する場合、とりわけ高くなります。新興国(エマージング)市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、またはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらしことがあります。

### 発行体リスク

ファンドが保有する証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがあります。

### 流動性リスク

ファンドが流動性の低い投資対象に投資することにより、ファンドは流動性の低い投資対象を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがあります。

### デリバティブ・リスク

デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスク、およびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。デリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に当該戦略が成功するという保証はありません。

## レバレッジ・リスク

レバレッジは、ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもあります。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもあります。

## マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされます。投資顧問会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用しますが、これらが望まれる結果を生むとの保証はありません。

## 市場混乱リスク

ファンドは金融、経済およびその他の世界市場の動向および混乱(戦争、テロリズム、相場操縦、政府による介入、デフォルトおよびシャットダウン、政治変動もしくは外交情勢、公衆衛生上の緊急事態(感染症の蔓延、パンデミック(世界的大流行)およびエピソード(流行)等)ならびに自然/環境災害等から生じるもの)に関連するオペレーショナル・リスクを負い、これらすべてが証券市場にマイナスの影響を及ぼし、ファンドの評価額が低下するおそれがあります。

※上記以外のリスク要因および各リスク要因の詳細については、投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

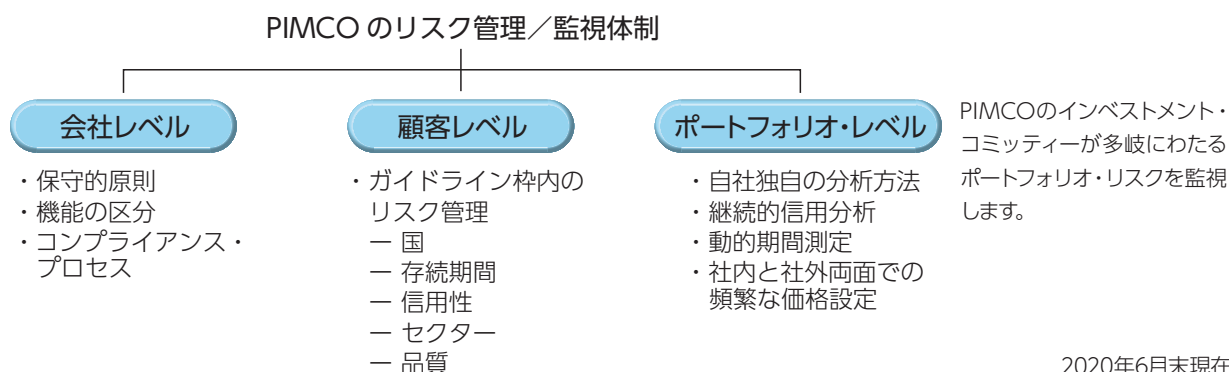
## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいます。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っています。

## 各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的で、デリバティブ取引等を行っています。ファンドは、UCITSに適用されるEUの規制に基づくリスク管理手法により、かかるデリバティブ取引等に関するリスクを管理しています。また、ファンドは、UCITSに関するEU規則等に基づくリスク管理手法により、ファンドの信用リスクを管理しています。

## 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

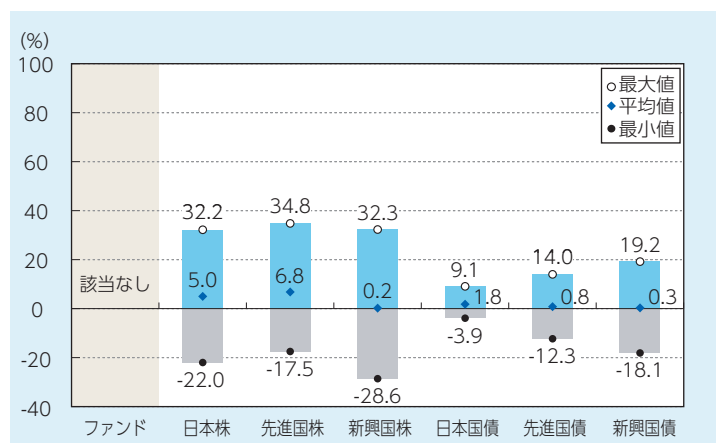
### 〈 ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 〉

ファンドは2020年10月15日(設定日)に運用を開始するため、有価証券届出書提出日(2020年8月14日)現在、該当事項はありません。

### 〈 ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較 〉

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2015年7月～2020年6月)



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株……………TOPIX(配当込み)
- 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
- 新興国株……………S&P新興国総合指数
- 日本国債……………BBGバークレイズE1年超日本国債指数
- 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
- 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。



## 運用実績

ファンドは、2020年10月15日(設定日)に運用を開始するため、該当事項はありません。

## 手続き・手数料等

### お申込みメモ

購入の申込期間	2020年9月1日から2020年10月13日まで
購入(申込)単位	1口以上、1口単位
購入(申込)価格	受益証券1口当たり100.00米ドル
購入(申込)代金	2020年10月13日午後3時まで日本における販売会社に対して申込代金をお支払いください。
買戻日	各ファンド営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日
換金(買戻)単位	1口以上、1口単位
換金(買戻)価格	関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格
換金(買戻)代金	日本における買戻代金の支払は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日から起算して日本における4営業日目に行われます。
ご換金(買戻)のお申込締切時間	午後3時(日本時間)までとします。
ご購入(申込)・ご換金(買戻)申込受付の中止及び取消	証券取引所の取引停止、資産のご換金または支払に伴う送金の不能、その他やむをえない事情があるときは、受益証券の発行および買戻の受付を中止もしくはご換金価額の支払を遅延することがあります。
ファンド営業日	ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所が取引のための営業を行う日
信託期間	設定日から5年後の日(2025年10月15日)または、当該日がファンド営業日に該当しない場合には翌ファンド営業日にファンドは終了します。ただし、後記「繰上償還」に定めるいずれかの方法により早期に償還されることがあります。
繰上償還	<p>管理会社は、ファンド(または適用ある場合にそのクラス)の純資産価額が、ファンド(または適用ある場合にそのクラス)の存続についてビジネス的な展開に至らず、または受益者の利益に資するものではなくなってしまうレベルにまで減少したことを理由として、その裁量により、受益者への通知後適当な時期にファンド(または適用ある場合にそのクラス)を終了することを決定することができます。</p> <p>また、ファンド(または適用ある場合にそのクラス)は、次の場合に終了(繰上償還)することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受益者に対する通知から90日目以降に管理会社が、裁量により決定したとき。</li> <li>2. 管理会社の意見によれば、ファンド(または適用ある場合にその各クラス)の存続または他の法域への移転が違法となるか、または非現実的もしくは不適切またはファンド(または適用ある場合にその各クラス)の受益者の利益に反するとき。</li> <li>3. ファンド(または適用ある場合にその各クラス)の発行済受益証券の75%以上の多数決がファンドの受益者の特別集会で決議されたとき。</li> <li>4. バミューダ標準スキームとしてのファンドの承認が撤回されたとき。</li> </ol> <p>さらに、ファンドは、ファンドの純資産総額が、5,000万米ドルにまで減少した場合、これを終了することができます。</p>
決算日	原則として毎年10月31日(初回決算日は2021年10月31日)
収益分配	原則として分配は行われません。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金について限度額はありません。
運用報告書	各計算期間(10月31日)終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。
その他	<p>受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。</p> <p><b>外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて</b></p> <p>外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定する為替レートによるものとします。</p> <p><b>購入制限</b></p> <p>管理会社は米国人、バミューダ諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。</p>

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
ご購入時(申込)手数料	ありません。																
ご換金時(買戻)手数料	ありません。																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
管理報酬等	<p>ファンドの純資産より、ファンドの純資産総額に対して合計 <b>年率1.15%程度</b> を乗じた額がファンド資産から控除されます。</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料等</th> <th>支払先</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> <th>配分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理報酬</td> <td>管理会社</td> <td>投資顧問、管理および第三者への業務の提供および提供の手配</td> <td>年率0.40%</td> </tr> <tr> <td>代行協会員報酬</td> <td>代行協会員</td> <td>受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等の業務</td> <td>年率0.10%</td> </tr> <tr> <td>販売報酬</td> <td>販売会社</td> <td>受益証券の販売、販売促進、募集、および買戻しに関連する業務</td> <td>年率0.65%</td> </tr> </tbody> </table>	手数料等	支払先	対価として提供する役務の内容	配分	管理報酬	管理会社	投資顧問、管理および第三者への業務の提供および提供の手配	年率0.40%	代行協会員報酬	代行協会員	受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等の業務	年率0.10%	販売報酬	販売会社	受益証券の販売、販売促進、募集、および買戻しに関連する業務	年率0.65%
	手数料等	支払先	対価として提供する役務の内容	配分													
	管理報酬	管理会社	投資顧問、管理および第三者への業務の提供および提供の手配	年率0.40%													
	代行協会員報酬	代行協会員	受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等の業務	年率0.10%													
販売報酬	販売会社	受益証券の販売、販売促進、募集、および買戻しに関連する業務	年率0.65%														
その他費用・手数料	<p>管理報酬等のほか、上記の費用に含まれておらず、ご負担頂く費用総額に変更を生じ、また影響を与える可能性のあるその他の費用を、ファンドを通して間接的にご負担頂く場合があります。当該その他の費用には、ファンドの設立費用、日本における公募に関連する費用のほか、公租公課、ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、利息支払いを含む借入れ費用、訴訟費用および損害賠償費用等が含まれます。当該その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前にその料率および上限額を示すことはできません。</p> <p>※その他費用・手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</p>																

上記の手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況やファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

個人のお客様に適用される税制
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となります。)</li> <li>受益証券の換金 (買戻し) または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金 (買戻し) 時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315% (所得税15.315%、住民税5%) が課せられます (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となります。)</li> </ul>
法人のお客様に適用される税制
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます (2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)</li> </ul>

- 上記は、2020年8月14日現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。  
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

## 目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

### ■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

### ■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### ■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	電話：0120-56-3143（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012 平日・土・日・祝日9:00～21:00 ※1月1日～3日と5月3日～5日を除く

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（[www.smbc.co.jp](http://www.smbc.co.jp)）に備えるディスクローチャー（開示資料）をご覧ください。

### ■「PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料は、かかりません。

○購入単位  
1口以上1口単位

※「投信自動積立」の取扱はございません。

(この目論見書補完書面は2020年9月1日時点の情報に基づいて作成しております)